

後本問題ニ對スル各黨体ノ態度ハ大体左ノ如シ
 日本労働總同盟ニ於テハ普選ノ實施ニ依リ
 普選階級解放ニ利用セントシ山本内閣當時
 議會對策委員會ヲ設置シ數回ニ亙リ委員會
 ヲ組織研究スル所アリシガ清浦内閣ノ出現
 スルヤ或ハ普選法案又文相工ノ選命ニ文至
 シヤ之計ヲ難シトシ一月八日午後二時ヨリ
 本部ニ於テ中央委員會ヲ開キ議會對策委員
 會ヲ廢止シ新クニ政治部ヲ設置シ一部政治
 問題ヲ調査研究スルコトニ決シ之ガ委員ト
 シテ左ノ通り任命セリ

關東側 大井直作 森村克麿 上條愛八

關西側 今台一雄
 鏡山側 加藤勳十
 法律顧問 三輪壽藏 片山 哲
 斯クテ一月三十日午後三時ヨリ本部ニ於テ
 第一回政治部研究會ヲ開キ左記調査項目ヲ
 決定シ之ヲ各加盟黨体ヘ膾炙尋送セリ

記

第一 勞働立法

- (1) 勞働組合法 (2) 工場法、 職業法、 旅費法、
- (3) 勞働保險法 (4) 言論集會結社ノ押壓ニ關スル法律
- (5) 職業紹介法

第二 政黨問題